

第8回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成15年11月28日(金)

第8回田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成15年11月28日

開催場所 西木村総合開発センター 集会室

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時34分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

熊 谷 佳 穹

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

鈴 木 峰 晴

以上28名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

なし

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘 大 澤 隆

幹 事 浦 山 清 悦 藤 木 春 悦

田 口 総 一

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸 藤 村 好 正

事務局職員 高 橋 信 次 能 美 正 俊

阿 部 聡 田 口 信 幸

若 松 正 輝 猪 本 博 範

会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議題

- 協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）
- 協議案第6号 新自治体の事務所の位置について（継続協議）
- 協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
- 協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
- 協議案第26号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議案第27号 消防防災関係事業の取扱いについて
- 協議案第28号 障害者福祉事業の取扱いについて
- 協議案第29号 児童福祉事業の取扱いについて
- 協議案第30号 生活保護事業の取扱いについて
- 協議案第31号 市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて
- 協議案第32号 学校教育事業の取扱いについて
- 協議案第33号 文化振興事業の取扱いについて
- 協議案第34号 コミュニティ活動の取扱いについて
- 協議案第35号 社会教育事業の取扱いについて
- 協議案第36号 地方税の取扱いについて（その2）（提案）
- 協議案第37号 使用料、手数料等の取扱いについて（提案）
- 協議案第38号 行政区の取扱いについて（提案）
- 協議案第39号 納税関係事業の取扱いについて（提案）
- 協議案第40号 商工・観光関係事業の取扱いについて（提案）
- 協議案第41号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて（提案）
- 協議案第42号 建設関係事業の取扱いについて（提案）

その他

5. 閉会

開始 13:30

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから第8回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会長であります佐藤田沢湖町長より開会のごあいさつを申し上げます。

会長 ただ今司会の方から、司会がありましたように、ちょうど4月に発足いたしまして11月ということでありますので、いちおう8回目の協議会を開催することになりました。今日はすばらしいお天気であります、今日はこの天気同様、引続いて臨時協議会後の関係について皆さんと十分協議をし、3町村の信頼関係をさらに保ちながら、議案の協議案件5号について協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。

事務局長 それでは早速会議に入らせていただきますが、議事は会議次第にしたがいまして進めさせていただきます。本日は欠席届、遅刻届いずれも出ておりません。現在27名の委員の出席により本会議が成立しております。次に委員の皆様をお願いいたしますが、会議中の発言に際しましては、会議録を作成する為にマイクをお渡ししますので、マイクを使って町村名とお名前をおっしゃってからご発言くださいますようお願いいたします。会議の議長は合併協議会規約によりまして、会長が務める事になっておりますので、会長より進行をよろしくお願いいたします。

会長 それでは、ただ今、事務局長から説明がありましたように、これより第8回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会してまいります。始めに会議運営規程第6条第3項の規定によりまして、会議録署名委員3名を私の方から指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。議事録署名委員には田沢湖町、高橋正男。角館町、佐々木章。西木村、門脇明。3名の委員をお願い申し上げます。

それでは次に、協議案件に入らせていただきますが、最初に協議案件第5号新自治体の名称についてを議題といたしたいと思っております。なお、新自治体の名称については、第2回の協議会から継続協議しており、先週の臨時協議会まで、7回の協議を重ねてまいったところでもあります。今日はこれまでの経過を踏まえまして、私ども3か町村で協議して提案してまいりました、田沢湖と角館を連ねた名称について、あいさつにも申し上げましたが、意見を集約したいと考えております。先週の臨時協議会では、第7回協議会以降の各町村の状況については、報告をいただいた後、協議をいただいたところでもあります。その中で、協議をした過程の中で、西木村議会より連称を受け入れる前程として、事務所を西木村に置くこと等の報告がなされました。また、皆さんもご承知のとおり、西木村さんより当面

の事務所の位置の解釈について、会長より説明を受けたいという報告がありましたので、当面の考え方についてはご説明を申し上げたところであります。この説明に対しまして、いろいろ皆さんと論議をいたしました。西木村議会より議会に持ち帰って協議をしたいというお話を提案されまして、皆さんとお諮りしたところ全会一致でそうしたことを認めるということにいたしましたところでございます。今日はその後、委員の皆さんからこの協議案5号を早い時期に決定をしていただきたいというご発言等があるわけでありまして、今日はそうした事を踏まえまして進めてまいりたいわけでありまして、最初に西木村の議長さんからこの前、臨時協議会でお話ありましたこととお話願って、そしてその後それぞれの議会等お話いただければまたお話をさせていただいて、議事を進めて参りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、それではそういう順序で進めて参りたいと思っております。それでは最初に西木の議長さんから報告をお願い申し上げます。

佐藤(宗)委員 先般の臨時合併協議会におきまして、21日でございますけれども、連称を連ねる間は事務所を西木村に置くことを前提としまして、連称もやむ無しという総意を報告してございます。当面の意味について先程会長もおっしゃっていましたように、新自治体の10年間を見通した建設計画には、庁舎建設を盛り込む必要があるけれども、建設の時期、位置、規模等につきましては、新自治体の検討判断に委ねるという説明でございました。こうしたことを踏まえまして、26日に私どもの西木村で合併の協議をいたしました。その結果、名称と事務所の位置を一体的に考えた場合については、連称に同意すべきという意見もございましてけれども、現町名に拘らずまったく新しい名称にするべきであって、連称には同意出来ないという意見が大勢でございました。3町村で新自治体を形成する事は、私どもの総意でございましてけれども、名称につきましては新市にふさわしい名称を望むと言うような議会の結果でもございまして、なんとか融合性のある協議になりますことを申し上げましてご報告といたします。以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただ今、西木さんからのご報告については、お分かりのとおりであります。なお、この機会でありまして、角館町さん、田沢湖さんの議会の方から特に議会のそうした案件がありますれば報告をお願いし、議事を進めてまいりたいと思っております。ご発言ありますれば。

田口(喜)委員 田沢湖町議会の田口でございます。皆さん大変ご苦労さまです。田沢湖町議会では、先般、昨日ですけれども、合併の特別委員会を開催したわけでありまして。

その中で特別委員長から、私、議長に報告を受けましたことは、連称については大多数が反対であるというふうに申し入れられましたので、ここでご報告を申し上げます。以上です。

会長 ただ今、田沢湖さんの方からも、議長の報告がなされました。角館さんの方から特にございませんか。それでは第8回目の臨時協議会の段階で、それぞれご報告をいただくということについては、これで終わりましたので、早速協議してまいりたいと思います。なお、新市の名称の決定につきましては、合併協議会において極めて重要な事項であり、地域住民の関心についてもお話あるとおり、非常に重要な関心の高い事項でもあります。さてこれまでのさまざまな議論を重ねてきたところでありますが、今日はただ今報告された内容やこれまでの7回の議論を踏まえ各委員のご意見も賜り、提案いたしました、田沢湖、角館を連ねる案について名称の決定の意見を集約をしたいと考えております。それぞれの委員の方からご意見を頂戴しまして、最終的に決めてまいりたいと思いますので、それぞれ委員からご発言をお願い申し上げます。ただ今の件について、ご質問等。ご承知のとおり私ども3長で提案している内容でありますので、これについて皆さんからご意見をだしていただいて、進めてまいりたいと思いますので、他の委員の方々からなにかご意見ないでしょうか。はいどうぞ。

稲田委員 田沢湖の稲田です。ただ今、西木の議長と田沢湖の議長から連ねる名前について反対という意思表示がありました。そういう関係でいわゆるこれを提案されました3首長さん方の意見あるいは、こういう状況下ではいわゆる取下げするかそういう考えをお聞きしたいと思います。特別なければいいのですが、今の両町の議長の意見を聞いて。お願いします。

会長 皆さんの意見を頂戴していくということで、今のご質問について取り下げるという考え方は今の所ございません。いずれ提案をいたしておりますので、これについてはそれぞれ意見を伺って、そして決めさせていただきたいと思っております。他にご質問ございませんか。

佐々木委員 角館の佐々木です。今、稲田さんの方から西木あるいは田沢湖議会の意見を踏まえた上で、取下げ等の考え方はないのかということでありましたけれども、会長の方から伺った意見を踏まえた上でのお話をさせていただきたいと思っておりますけれども。この前の臨時会の時にも、この5号協議案については次回の定例の協議会で一定の方向付け、要するに結論を出していただきたいと、私も希望を申し上げておりましたので、もし会長の方の取下げる意思がないとするならば、やむを得ずの話になりますけれども、やはり一

つのけじめを付けるために、この際なんらかの方法を持ってやはり決着をしていただきたいと。そう思います。よろしく願いいたします。

会長 他にございませんか。

武藤委員 前回から問題になっております名称につきましては、ただ今、議長の方からそうした問題について、それぞれ意見を伺うと。それに対する質問はありませんかという解釈ですか。でいいですか。例えばここで、いわゆる賛否を問うというような表決の仕方を提案してもいいということですか。そうだとすれば各委員から3役を除いて表決をするという形の方が、最もベターではないですか。以上提案いたします。

会長 そういう考え方で、他の委員の方々も居られるわけでありますので今議会の方のご発言はそういう内容でお話になりましたし、他の委員の方々も居られるわけでありますので、そういう方々のご意見もお聞きしながら最終の取扱いをしなければいけないのかなとこういうふうに考えておるところであります。

稲田委員 田沢湖の稲田ですが、今の議長は採決の方向に動くようです。動いてどうなるか私も分かりませんが、それぞれの議会でいわゆる連ねる名前については反対の意思表示があって、これはいわゆる名称なりいろいろなものを持ち帰って、単独町村の議決事項だと、あるいは同意事項だと解釈してましますけれども、もしこの事をこの場で強行突破されて、この連ねる名前が法定協議会の合意になって、各町村に持ち帰った場合に、いわゆる最終段階で同意が得られなかった。そういう方法についての配慮なりそのあれなりというのはございませんか。ただここで数字がOKということだけで、この名称についてはすべての3町の議会が同意するものだとか、そういうふうに受け止めていますか。そのことについて。それから事務局長、この同意の表決をするとすれば、出席者の何分の何とかがいろいろなことがあると思いますが、その辺あたりの解釈も付け加えてご答弁をお願いしたいと思います。それから議会でもし不同意の場合どうなるのか。いわゆる議会と法定協議会の関係についても、局長の方から法的な問題をお聞きいたしたいと思います。

事務局長 それではお答えいたします。会議運営規程によりまして、合併協議会の協議につきましては、全会一致での意見集約が理想であります。全会一致での集約が見込められない場合は、会議運営規則第5条の規定によりまして、3分の2以上の賛同をもって議事を進めることもやむを得ないとなっておりますので、採決の方法はいろいろあるわけですが、出席委員の3分の2の賛成を持って進めることになっております。それから、合併協議会で決めましたことですが、最終的に調印ということになるわけですが、それを各3町村の議会に持ち帰って議決をするわけですが、その場合1町村でも合併が否

決された場合は、合併が成り立たないこととなります。以上です。

会長 他にございませんか。はいどうぞ。

田口（勝）委員 角館の田口ですけれども、今、詰め方をどうするかという議論をされていますけれども、その前に西木と田沢湖の議会の方にお伺いしたいわけですが、他町村から各町村の議会におたずねするという点については、大変恐縮なことでありますけれども、今後の取りまとめの参考にしたいということで、お聞かせ出来るものについてご答弁をお願いしたいというふうに思います。先程来、西木の議長、田沢湖の議長におかれまして、議会の考え方として、連称については残念ながら認めることが出来ない。そういう結果が出たというお話でした。さらに稲田委員の方からそういう議会の議決の動向を見た場合に、最終的にこの取りまとめをしていく過程の中で、1町村とも議会の議決がもし否決ということになれば合併は成り立たないということをお話申し上げられました。そういう観点からの議会での議論というのはしているのか。いわゆる連称反対は分かりました。しかし合併も反対であるということの議論もいたした結果の報告というふうに受け止めていいのかどうか、その点についてお聞かせを願いたい。

（「休憩して」という声あり）

会長 それぞれ意見交換する場がありますので、休憩をしないで重要にとらえながらそれぞれの意見交換をしていただきたいなというふうに思いますので、それぞれただ今の質問に対する考え方についてはそれぞれの議長さんあるいは特別委員長さん等含めてそれぞれ回答していただければ大変ありがたいと思います。以上です。それでは西木の議長さんからお話していただきます。

佐藤（宗）委員 西木村の議会におきましては、先程も申し上げましたように、田沢湖と角館を連称するという中から庁舎の問題も取り上げてまいりました。しかしながら前回の庁舎の位置、時期これにつきましては、新自治体の検討判断に委ねる。私どもの議会としましては、連称を連ねる間というようなことも主張してまいりましたけれども、説明につきましては新自治体の判断に委ねるというような回答で当面の間はそういう回答でございました。しかしながらそういう意味でそうであるならば、田沢湖、角館と連称する名につきまして、西木村の立場がどうなっていくのだろうかというようなこともございまして、それならば現町名にこだわらず、新しい名称にするべきであるというような判断であったというふうに思っております。私ども、合併に反対とはいうようなことではございませんで、その辺のところを考慮していただきたい。そのようなこととさせていただきます。公募にすべきだという意見も、今後どうするのかというようなこともございました。公募にすべきだ

という意見もございましたけれども、また公募ということにしますと、どのような方法で行くのかどうか、現町名を使うものなのか、またはどの辺までの年齢なのか、3町なのか、全国なのか、これにつきましては、今ここで論議すべきではなくて、いずれ28日の今日ですけれども、この合併協議会においての、連称に対する意見の集約でいいのでなかるうか。合併につきましては、先程私も申し上げましたように3町村で新自治体を形成することは、私どもの総意でございます、名称につきましては新市にふさわしい名称を望むことであると言うような結論でございました。以上でございます。

会長 田沢湖の議長さんから。

田口委員 先程、角館の田口助役から連称に反対であれば合併も反対なのかという質問であったかなと。というふうに私は受け止めたのですけれども。田沢湖議会では、連称という名前は反対ですけれども、合併は必要不可欠である。進めていかなければならない。そういう意味で、3町村が互譲の精神でなんとかやっっていこうというようなことでありました。以上です。

会長 他にございませんか。ただ今の3人のお話のように、合併というそのことについては、そういう考え方を持っておられるようでありますので、今後ともそういう課題については、そういうふうに受け止めて考えていけるのかなと思います。ただ名前については、私どもやはり順を追って提案をしてまいったわけでありまして、これについてはやはり今行ったような方法で取って進めていくことが、大事ではないかというふうに。そして次の段階についてまたご協議をしていくと。他にご質問ないでしょうか。

稲田委員 私の質問に会長答えてないです。私の質問に。事務局長は返った。会長としてそのものを各町村に持ち帰ってあれした場合に、いわゆる強行突破した場合にどうなるのでしょうかというそのことを。そのことを会長として答弁していただきたい。

会長 強行突破という考え方は、考えておりません。ご提案した内容について、やはり任意協議会、あるいは法定協議会の段階からこのことは、ずっとひとつの項目の中で進めてきて現在に至っているわけでありまして、それはそれとしてやはり提案をいたしているわけでありまして、やはり取扱いとして決定をしていくことが大事だというふうに受け止めておりますし、また、協議会として構成され、与えられている大きなものであるという認識であるわけでありまして。他にご質問ないでしょうか。はいどうぞ。

三杉委員 角館の三杉です。ちょっと質問なのですが、お尋ねです。西木議会の議長さんにお尋ねなのですけれども、前回住民の懇談会がありまして、西木地区ですね。連称するならば、是非庁舎をとということで賛成するということだったのですけれども、それを今

回、西木議会では連称はだめだということになったわけですね。議会の方で庁舎はという話にはならなかったのですか。その辺をちょっと聞きたくて、よろしくお願いします。

佐藤（宗）委員 6号議案の庁舎についても、当然のごとく質問、採決と言いますが、そういうような所まで行きませんでしたけれども、5号案件についてのみ、分離して行ったのが事実であります。しかしながら、6号議案についても当然協議いたしました。ところが矛盾したような感じに私も受けとられるというふうに思っていますけれども。この連称する間。新自治体の検討判断に委ねるというような前回の当面の説明でございまして、多分、西木村としては、新庁舎の建設はもしかして時期的にも、出来るだけ長い間とか。または、そんな表現で西木村の意思を尊重しながら新自治体の判断に委ねるということであつたらもうちょっと違っておった…。個人的見解ですみませんけれども、これは、自治体の中身につきましては、おそらく、どこであってもそのような形になるのではないかとということで、判断したと思います。

武藤委員 隣の方に、私が補則説明するということは大変、変な事でございますけれども、6号議案については西木村では審議いたしません。5号と6号はまったく別扱いという形の中でございましたので、話の中で今言った議長が言った話が出たかもしれませんが、提案としては審議過程の中には入っておりませんでした。以上です。

会長 それでは、皆さんからいろいろなご意見も出されたと思いますので、暫時休憩して、またお諮りしてまいりたいと思いますが、暫時休憩いたします。15分までお願いいたします。

（休憩）14:07

（再開）14:17

会長 ただ今より、会議を再開いたします。ただ今、休憩をお願いして、協議をいたしました。ただ皆さんもう少しご発言ないでしょうか。

沢田委員 角館の沢田です。この協議会は、4月からずっと積み重ねで協議をしてきたと思います。それは今日、田沢湖さんの方でも、西木さんの方でも、議会ではこの連ねることについては、うまくなかったというふうな報告であります。しかし、前回の田沢湖町の助役さんからは、前回に説明にまわった時よりも、この連ねる事については、多くなったというふうに感じている。そういう報告がありました。西木さんの方でも、庁舎を置くことを前程として、80パーセントは賛成だったと言うふうに、前回の臨時協議会の中で報

告を受けております。こういう民意なり前の協議会でのそういう報告なり答弁なり協議なりというのは、どうなっていくのかそこら辺のところについて、ちょっと、会議のありかたと言いますか、協議を積み重ねてきた協議委員としては、なんか分からないというふうに感じるわけです。そこら辺の所を会長さんはどのように取り運んでいくのか、ちょっとお知らせして頂きたいと思います。

会長 ただ今のご質問にお答えいたしますが、やはりこの協議会は、全員が一致して進めて行きたいという、この考え方には変わりないわけであります。そういうことで今まで度を重ねながら、それぞれの直接担当の方々、あるいはそれぞれの方々から考え方をお聞きして、そして全会一致を基本として、進めて行きたいと。しかしやはり、今日のいろいろな報告の中では、今おっしゃたような内容があるわけですがけれども、この協議会はそういう提案を求められ、あるいはそれに対して私ども提案をし、そしていろいろ審議をしてきた経過を踏まえて、やはり最終の決断を皆さんにお願いして行かなければならない。本来でありますと、全会一致と言うのが望ましいわけですがけれども、現在の報告から行きますと、全会一致という考え方については、非常に厳しいものがあると。ということで今、協議をいたしたところ、そういうのも含めて取扱いをしていかなければならない。こういうふうに、今のお答えとご質問に対して、そういう順序をおってきたということだけ理解を願って進めて行きたい。こういう意味でありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。他にございませんか。はいどうぞ。

藤井委員 西木村の藤井です。今までずっと新市名とか協議してきましたけれども、名前は名前。庁舎は庁舎。まず名前から皆で決めて行ったほうがいいのではないかなと。庁舎は庁舎で当面の間ってありますので、また当面の間それはどこがいいのか、また改めて協議して行ったらいいのかなと思うんだけど。あれもこれもって、こんがらかった糸みたいにいっぱいこんがらかっていますけれども、それを取り除いて、一つコブはどこのかと、それを一つほごすことからやっていってはいかがなものでしょうか。ただ一般に連ねた名前がだめだという一つの原因としては、私の聞く範囲の中では、長くてだめだということでしたので。それです。

会長 ただ今、同時提案をいたしたわけでありますが、それは次の議題でご討議をお願いしていきたいと思っております。協議案件の5号について、発言がなければ進めてまいりたいと思いますが。それでは私の方からお諮りしてまいります。若干先程も申し上げましたように、新自治体の名称については協議会の最も重要な事項であり、最大限一致して進めていくことが、望ましいわけでありますがけれども、意見集約が現段階では出来ない。

しかしこれをもって持ち越ししながら議事を進めて行くということについては、ご承知のとおりでございます。なおこの前の協議会でもご発言を沢山頂戴しているわけですので、提案いたしました、田沢湖と角館を連ねる名称について、会議運営規程第5条ただし書きの規定によりまして、3分の2以上の賛同をもって議事を進めることもやむを得ない。そうした考え方を思いますので、したがってここで採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

熊谷委員 ただ今、会長からの発言のとおり、それも選択肢の一つだと思います。なお先程事務局長からのお話では、この全部の47項目について議会の同意を必要とするという説明がありましたし、その一つでも議会の同意が得られないと、合併への障害になるというお話でありました。私は今まで全会一致ということで粘り強くやってきたわけですので、これが悪しき例にならないように、慎重に取り計らった上で、ただ今会長がおっしゃっております方法については、私は積極的ではありませんが、非常に消極的な気持ちですが、やむを得ないだろうというふうに思いますが、これが総ての合併を形成する合意点に達する為の悪しき例にならないように、一つお願いしておきたいと思えます。

会長 先程、議長さん方のお話の中でも合併についてはこういう形で進めていくという考え方をとらえておりますので、今後十分そうした内容の余論をもって進めることがあると思えますが、ただ今のご質問にはそういう形で今後ともさらに一致を目指す為のあらゆる協議については、努力を重ねてまいりたいところ思っています。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

会長 異議なしというご発言がございますので、採決の方法についてお諮りいたします。採決の方法は無記名投票にいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

稲田委員 それぞれ町村を代表して、町の命運を左右するかしないかという、私は投票だと思います。この際、各委員の方々は自分の責任所在をハッキリする為に、やはり記名投票によって、やはりこの採決をお願いしたいと思えます。

会長 ただ今、記名投票というご発言がございました。ただ今のご発言について委員の皆さんから、ご発言をお願いしたいと思います。

稲田委員 まず私のやつを賛否取らないと。またごちゃごちゃになってしまう。皆から、無記名が良いとか、起立が良いとか挙手とかと。ごちゃごちゃになってしまう。まず私のを採決して、皆が良ければ。そうでないですか、会議の持ち方は。

会長 ただ今、提案をいただきました、記名投票についてお諮りいたします。この投票

は3分の2をもって記名投票が成立するそうです。そういうことでありますので、いずれこれは投票で決めたいと思いますがいかがでしょうか。記名投票の方法についてお諮りしています。はいどうぞ。

辻委員 角館の辻でございます。私も記名投票でお願いしたいと思います。

武藤委員 西木の武藤です。やはりそれだけの責任を持つ以上は記名投票がいいと思います。

会長 ただ今の記名投票について、それぞれ投票で決めたいと思いますがいかがでしょうか。

稲田委員 記名投票を投票するのか。

会長 はい。

稲田 それも都合悪いのですか。

会長 都合悪くないです。

稲田 皆さんに聞かなければならないのではないですか。挙手でいいのではないですか。記名投票に賛成の方の挙手で。それでいいのだ。

会長 ただ今のご発言の取扱いについて、記名投票について採決をいたしたいと思えます。これについては成立は3分の2なければ、記名投票の成立はしないそうです。事務局長より説明させます。

事務局長 先程もご説明いたしました、合併協議会会議運営規程の規定によりまして、第5条会議の進行に書かれております。読み上げますが、会議の議事は全会一致を持って進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は出席委員の3分の2以上の賛同を持って議事を進めるものとする規定されております。

稲田委員 言いたくないですが、いわゆる5条の関係で意見の調整が出来ない場合投票です。記名投票どうしますかと。誰も賛否とってないですよ。賛成が多ければ意見の調整でもないのではないですか。合併に関する運営規程で会議の進行を図る為に、それも3分の2だとすれば、大変なことではないですか。簡易的なことでよ。

会長 ただ今事務局長から説明をありましたように、そういう会議の取り扱いであると。

稲田委員 そうしたら、無記名投票も3分の2取らなければならないことですね。それも3分の2取られなかったらどうするの。今度またかけなければなりません。いわゆる、私が提案した事について会議の調整ができないから3分の2だと。今度、会長があれした、いわゆる無記名投票も3分の2取らなければならないということではないですか。

田口(勝)委員 会長がすでに提案しています。それに対してあなたが異議あるから、

こういう方法でやって下さいと提案したんですね。これを会議の進め方として最初に扱わなければなりません。

稲田委員 それはあくまでも方法論で、意見調整ではなく方法です。

田口（勝）委員 会議の議事の進め方は、会長より提案されたと。無記名投票で提案があったと。それに対して無記名投票は異議があるとあなたが記名投票若しくはとそういう形の話をしたから先にあなたの意見をここで諮らなければならない。諮って3分の2に満たないとすれば、提案、いわゆる提案があるから、提案通りという形になっていく。

稲田委員 それも3分の2にとらなければならないのではないですか。

田口（勝）委員 提案があるから。提案がなければ別の方法。

稲田委員 議長のあれに委員の人方の発言は…。おかしいと思って。3分の2が…。

田口（勝）委員 原案どおりという。もし否決されても原案通りと。提案した側は。

佐々木委員 満場一致をとっているはずだけど、たまたま違う意見が出たから、その意見についてどうなのですかとすれば、この規定から行けば3分の2以上賛成がなければこれは成り立てませんと。

会長 それではただ今提案をいただきました、もう一度再確認いたしますが、これについては事務局長よりお話ありましたように、会議規則に則りまして、これを決定してまいりたいと思います。記名投票の賛成の方はご起立を願います。

（起立者12名）

会長 ありがとうございます。ただ今の起立は12名であります。よって先程申しましたようにこの案件は否決となりました。提案いたしました無記名投票に入らせていただきますがいかがですか。

（「異議なし」と言う声あり）

会長 異議なしということでございますので、無記名投票で投票をいたしたいと思えます。準備の為、暫時休憩いたします。

（休憩）14:41

（再開）14:50

会長 休憩に引続き会議を再開いたします。会場を閉鎖となっておりますが、会場を閉鎖しますので、委員の皆さんの扉が二つありますがこれを閉鎖いたします。投票に入る前に投票の方法と投票結果、投票者等について事務局より説明をいたします。

事務局長 投票の方法等についてご説明いたします。投票の方法につきましては、先程無記名投票と決まりましたので、事務局で議席順にお名前を呼びますので投票用紙を交付されまして、ステージ前のこちらの記載台で記載の上、投票箱に投票して下さるようお願いいたします。投票用紙には、これが拡大したのですが、ここに田沢湖、角館を連ねた名称に向かって左側が賛成です。右側が反対欄になっております。どちらかの欄にまる（ ）をつけていただきたいと思います。2つまる（ ）をつけたり、どちらかにまる（ ）をつけたか特定できない場合、または白票、無効票は賛同表に数えられませんのでご注意願いたいと思います。左側が賛成です。右側が反対です。まる（ ）をつけていただきたいと思います。ぱつ（×）をつけた時も無効になりますのでご注意願います。投票の賛否であります。先程ご説明いたしましたが、会議運営規程第5条によりまして、会議の議事は全会一致をもって進める事を原則とする。ただし、意見が調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとなっております。先程休憩中に会長、副会長は含まれるのかとご質問がございましたのでお答えいたします。提案者であります会長は投票者には含まれません。これは、合併協議会では地方自治法あるいは合併特例法の規定に基づき設置されたものであります。地方自治法におきましては、協議会とは、協議会では会長及び委員により組織するものとされておりまして、会長と委員とは分けられておりまして、会長は委員に含まれないということで、会長は投票から除外されることとなります。副会長は委員に含まれるかということにあたりますが、協議会規約第5条におきまして、協議会は会長、副会長、委員をもって組織するとなっております。地方自治法におきまして、協議会は会長と委員から組織されることとなっておりますので、会長以外は委員身分を有することとなりますので、副会長は委員となります。投票することが出来るということとなります。全体で28名でありますので、会長が除かれまして、27名の本日全員の出席でございますので、27名の委員で投票することとなります。3分の2の数は18名でございますので、18名以上の賛同票が、賛成票があった場合は連称は承認されることとなります。以上ご説明終わります。何かご質問ありましたらご質問願いたいと思います。

稲田委員 投票用紙はまる（ ）だけですか。

事務局長 まる（ ）だけです。こちらに賛成と反対の欄がございますので、連称方式に賛成か反対かの意思表示をまる（ ）印をつけてやっていただきたいと思います。

会長 それでは投票を開始いたします。投票箱の関係について確認をいたしたいと思います。なお確認については、4番の佐々木さんと27番の千葉さんに確認をしていただきま

す。

（投票箱確認）

会長 なお、2人には開票の立会人をお願いいたしたいと思います。それでは投票を開始いたしますが、議席番号順に事務局よりお名前をお呼びいたしますので、投票用紙を受け取られまして、先程お話ありましたように、ステージの前の記載台で、投票用紙の賛成反対のどちらかにまる（ ）をつけて、投票して下さるようお願いいたします。それではお願いいたします。

（投票開始）

事務局長 それでは委員のお名前を呼びます。

2番、太田芳文委員。

3番、田代千代志委員。

4番、佐々木章委員。

5番、沢田信男委員。

6番、高橋正男委員。

7番、信田幸雄委員。

8番、門脇明委員。

9番、田口喜義委員

10番、熊谷佳穹委員。

11番、小松直委員。

12番、田口勝次委員。

13番、辻均委員。

14番、山本陽一委員。

15番、武藤昭男委員。

16番、三杉真紀子委員。

17番、藤井けい子委員。

18番、小林一雄委員。

19番、伊藤邦彦委員。

20番、佐久間健一委員。

21番、堀川光博委員。

22番、稲田修委員。

23番、鈴木重藏委員。

24番、細川雪子委員。

25番、佐藤雄孝委員。

26番、佐藤宗善委員。

27番、千葉勇委員。

28番、鈴木峰晴委員。

以上で全員の投票が終了いたしました。

(投票終了)

会長 投票が終わりました。投票漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 投票漏れがないようでありますので、開票いたしたいと思います。立会人につきましては、先程も若干申し上げましたが、角館町の佐々木委員さん。田沢湖町の千葉委員さん。西木村の門脇委員さん。3名に立会いをお願いいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議ないようでございますので、決定いたしまして、立会人をお願いいたします。事務局の開票を始めさせていただきます。

(開票開始)

(開票終了)

会長 開票が終了いたしましたので、開票の結果について事務局長より報告をさせます。

事務局長 それではただ今の投票の結果につきましてご報告をいたします。投票総数27票であります。全員でございます。結果としまして連ねる名称に賛成16票。連ねる名称に反対11票。無効0表でございます。3分の2の数は、27人でございますので、18人でございます。結果は会長からご報告していただきたいと思っております。

会長 ただ今、事務局長から報告をいたしましたとおり、連ねる名称に賛成の得票が16票で、3分の2に達しておりませんので、連称案は合意が得られなかったことに決定いたします。なお、暫時休憩いたします。3時20分まで休憩いたします。

(休憩) 15:09

(再開) 15:21

会長 会議を再開いたします。先程5号協議案件については、否決になりました。それに伴いまして、関連をもって提案をしておりました6号の事務所の位置について、これについて協議をいたしましたが、取下げをいたしたいということでございます。ご異議ないでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議ないということでございますので、事務所の取扱いについては取下げと決定いたしました。それでは皆さんから5号について、この後のご意見を頂戴いたしたいと思います。

田代委員 これからの決め方をどうすれば良いかということです。

稲田委員 これからの決め方についてはそれぞれあるかと思いますが、私は小委員会でも設置して、いわゆる綱領とか方法とか期間とかそういうものをきっちり決めて、委員の方々がきっちり決めて委員の方々が決めて、3役の人方とやると。そういう方法も一つの方法論だと思います。そういう方法を取る事が、私はもっとも民意を反映させる機会でないかと思っております。その方法についてもいろいろあるかと思いますが、私はやっぱり公募方式で、いわゆるこの3町名の名前を白紙に戻して、そしていわゆるまったく新しい名前でも3町が融和のなかでスタートするとそれが最も私望ましいと思いますので、いわゆるその事についての小委員会を作って、早く結論出して、いわゆる地域住民に公募すると、そういう方法に行ったらどうかというふうな気持ちは持っています。それが取り上げられるか取り上げられないかは分かりませんが。

会長 他にございませんか。はいどうぞ。

佐々木委員 今、次の段階に行く前の確認ですけれども。連称方式がだめということで、従来この協議案の前程にあった公募によらず、現在の名称を基にして協議会で決定すると。このこと自体も消えたという解釈で結構ですか。そこまでは私ども諮られて無かったと思いますし、要するに田沢湖と角館を連ねるという連称方式はどうかということでご提案をなさっていたので提案の前程になる、前段ですね、前段についてはどうなるのかちょっとお伺いしておきたいと思います。

会長 ただ今のご質問ありましたように、いわゆる連ねるこの事は、今日の結果でありますけれども、その条項はそのまま残っているというふうにご理解願いたいと思います。それは変わりません。それを踏まえてこれからのいろいろなご意見を頂戴しながら、進めて行くことであります。

藤井委員 この最初の条項というか、この決まりですか、これから皆で計らっていくと

ころまで戻って、やっていった方がいいと思うんですけども。この時点で公募によらず現在の名称を基にして法定協議会で協議の上決定するとか、そういうのもありますけれども、ここから果たして現在の名称を基にするのか、それとも公募によるのかよらないのか、そこから決めていったらいかがなものでしょうか。そうでなければ、公募したら方がいいとかどうのこうの、またいろいろな問題が出てくると思うのですけれども。

会長 そのとおりです。皆さんからいろいろな意見をお聞きしながらということでありますので、それぞれ解釈があると思いますので、それぞれ解釈についてお答えしながら、進めて行きたいと思います。はいどうぞ。

田口（勝）委員 角館の田口ですけれども、連称について否定という否決ということになりました。角館町といたしましては、これまで連称ということについて考えてきたことについて申し上げて、さらに今後のことについてお話ししたいというふうに思いますけれども。角館町といたしましては、角館町単独市名であれ、角館という名前を残して欲しいという大方の町民の意向が強かったわけであります。しかしそれは、決してこの協議会の中で成り立つというわけにはいかないという事について住民の理解もまた得てきたつもりでございます。そういう意味でベターなベストではありませんけれども、ベターな方法として連称ということについてお話を申し上げ、それなりの対応をいたしているところでございます。しかし今日の席上で、連称と言うものが否決されましたので、今後角館という名前をどういう形で示していくかということについて、私どもはやはり住民の皆さんと時間をかけながら相談をしていかざるを得ないだろうというふうに思います。それともう一つは、先程お話がありましたが、現在の名称を基にしてというところまで戻るというお話がありますが、私はむしろ合併の理念というものについて、もっと相談した上で、今の名称を使うという名称について、議論をしなければならないのではないかなというふうに思います。合併の理念に基づいて現在有る名称というものを基にして新市の名称を探っていくというのが、これまでの経過でなかったかというふうに思いますので、そういう点を含めれば、もう少し時間をかけざるを得ないのではないかなというふうに思います。

会長 他にご発言はないでしょうか。はいどうぞ。

熊谷委員 角館町議会の熊谷ですが、我が町では中仙町が離脱したときに、北東北の観光の拠点都市づくりということについて議論をいたしました。3町村で可能かどうかとうところに議論が集中いたしまして、結論は中仙が離脱しても3町村でやっていけるのではないかと北東北の観光の拠点づくりというところに説明と質疑が集中いたしました。そういうような背景がありますので、今日の決定については、重く受け止めて議会に帰る

わけですが、そういう経過が議会にあったということ、その背景から私どもは連称に賛成してきたということを申し上げておかないと、角館の性格がわかりにくいと思いますので、今後この字句が変わるようであるように、やはりその時点で角館町の特別委員会の協議になろうかと、こういうふうに思います。

会長 ただ今ご発言をいただきましたが、他にございませんか。なければ、私どもも十分協議をいたしまして、また委員の皆さんもそれぞれ今日の結果を踏まえまして、どういう形でこれからこれを取り組んでいくかということ、ただストレートにこうやれば良いというものだけではない。そんな感じをいたします。やはりそれぞれ今日の重みを受け止めて、これからの問題を取り込んでいかなければならないのではないかと。非常に私責任を感じております。そういうことでありますので、今後改めて協議をいたしまして、お諮りするということにいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、本日は継続の次の議題は、次の機会に質疑を進めてまいりたいと思います。今日は以上をもって第8回目の協議会を終了いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 はいどうぞ。

熊谷委員 今おっしゃったとおりで結構ですが、今日廃案になりました5号6号について、取扱いということも云々言っておりましたが、これからの進め方としては、やはり事務方のいわゆる切迫した期限もございませぬ。そんな訳で我が町といたしましては、自治体の位置、あるいは庁舎の位置については、ゆっくりと、来年の5月か6月頃にゆっくりとかかるようなそんなスケジュールを組んでいただければ大変ありがたいと思います。

会長 十分検討を加えてまいりたいと思いますが、やはり先程お話になりましたように、やはりこの基本的な産業なり、そういうものをどう取り組んでいくかということも大きな名前に関連がございませぬので、そのことも含めて十分私どもさらに検討を加えて次の協議会にお話をいたしたいと思います。ということで今日はこれをもって今日の協議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員